

雇 用 復 興 推 進 事 業 の 創 設

概 要

- 被災地域の本格的な雇用復興を図るため、「雇用復興推進事業」を創設し、産業施策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。
- 具体的には、以下の2つの事業を、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした被災地域において実施する。

【事業の規模】

1,510億円

【対象期間】

平成27年度末まで

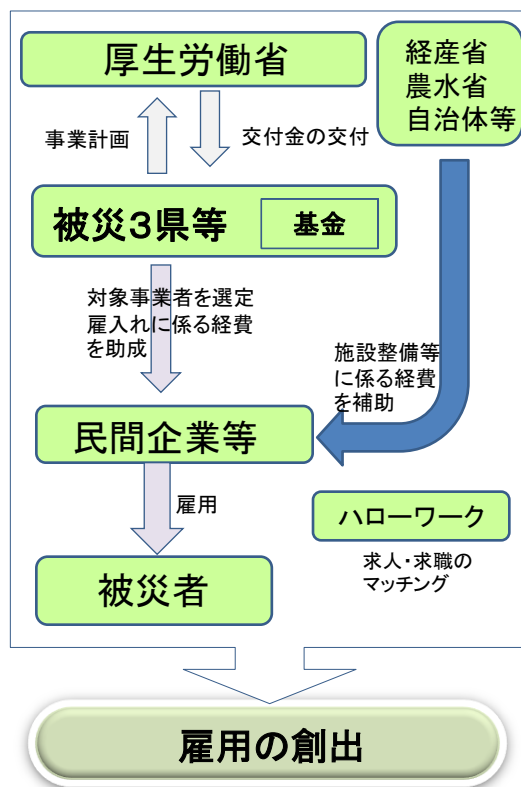
☆ 事業復興型雇用創出事業

《事業概要》

- 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となって、雇用面から支援を行う。
- 最大3年間の支援を行う。

《対象事業の要件》

- 関係省庁又は自治体による事業高度化支援、施設整備補助、融資などの支援策の対象となっており、雇用創出が期待される事業であること。 など



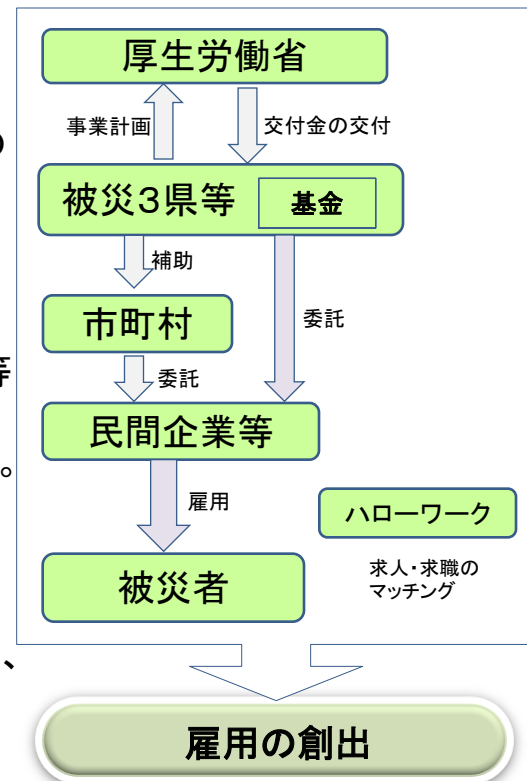
☆ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業

《事業概要》

- 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方などができ、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。
- 最大3年間の支援を行う。

《主な実施要件》

- 事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が、1/2以上。 など



事業復興型雇用創出事業の概要

趣旨

- 被災地で安定的な雇用を創出するため、将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で、被災者を雇用する場合に、産業施策と一体となった雇用面での支援（雇入れに係る費用（職業訓練・雇用管理等を含む。）として助成）を行う。

【事業の規模】 1,510億円の内数

事業の概要

【実施可能地域】 被災県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）

【実施主体】 原則として都道府県

【事業実施期間】 平成27年度末まで（平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援）

【対象事業所】 被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所（①の事業を優先的に採用）

- ① 国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象にするもの。）の対象となっている事業
- ② ①以外の事業で、「産業政策と一体となった雇用支援」と自治体が認める事業

※②は自治体の選定委員会（しごと協議会の活用可）等により判断。

【対象者】 被災求職者（被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）であって、この制度創設後に雇用された者

（注）再雇用者も対象（再雇用者の割合が雇入れ数の80%までの場合）

【雇用形態】 期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用で契約の更新が可能なもの

（注）短時間労働者（雇用保険の一般被保険者（週20時間以上）も対象。

【助成内容】 以下の要件の下、国が示す目安を参考にしつつ、自治体が独自に設定

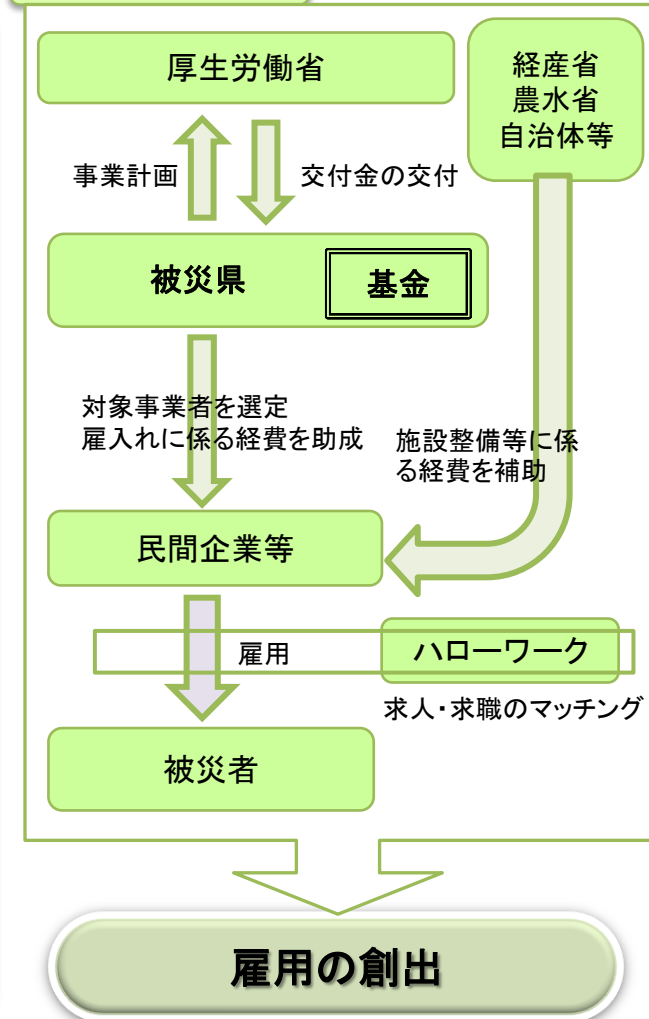
<要件>

- ・1事業所につき1億円を上限
- ・支給額は段階的に減らす仕組みとする
- ・②の場合、再雇用者の助成額は減額する

<目安>

- ・1人当たりの助成額225万円（3年間）
（1年目：120万円、2年目：70万円、3年目：35万円）
- ※短時間労働者は110万円（3年間）

事業スキーム



生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の概要

趣旨

【事業の規模】 1,510億円の内数

- 被災地で安定的な雇用を創出するため、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。具体的には、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。

事業の概要

【実施可能地域】 被災県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）

※被災県の災害救助法適用地域で事業を実施

【実施主体】 都道府県又は市町村が民間企業、NPO等に委託して実施

【事業実施期間】 平成27年度末まで（平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援）

【対象者】 被災求職者（被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）

【雇用形態】 雇用期間は原則1年以上とし、更新を可能とする

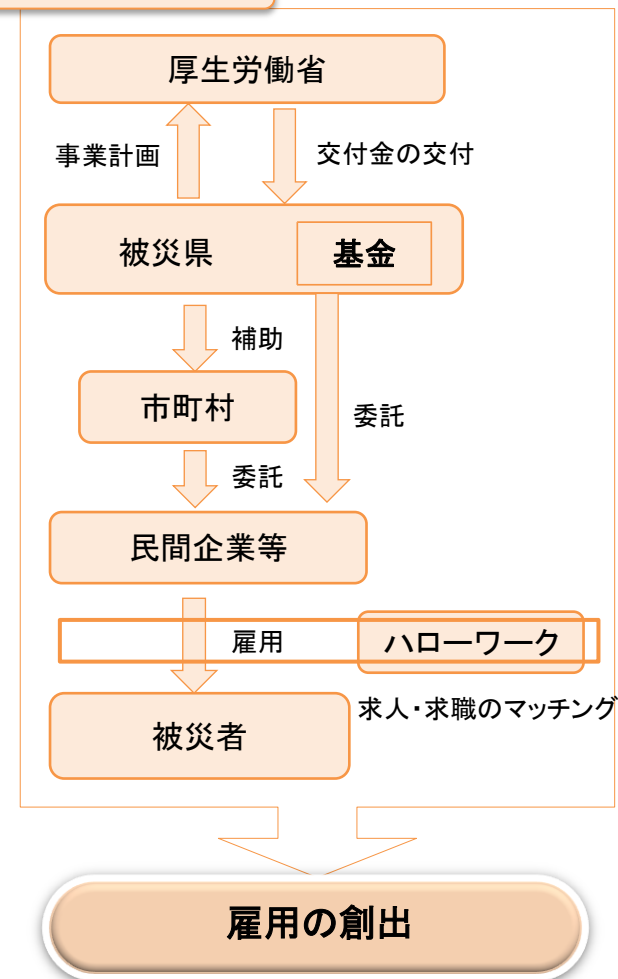
（注）委託期間終了後も事業を継続し、正規雇用化に努める

【事業の採択】 雇用面でのモデル性がある事業かどうかの判断は、以下などを目安として、自治体が総合的に判断する。事業選定等に当たっては、適宜しごと協議会等を活用する。

- 事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか
- 若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか、働きやすい環境（就労形態、ユニバーサルデザイン等）となっているか 等

【その他】 委託費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合が1/2以上

事業スキーム



この記事に関するお問い合わせ先

職業安定部職業対策課

電話022-299-8062